

○吹田市既存民間建築物耐震診断補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の既存の民間建築物（国、都道府県、市町村等以外の者が所有する建築物をいう。以下同じ。）の耐震診断を実施する当該民間建築物の所有者等に対し、吹田市耐震改修促進計画に基づき、予算の範囲内において、既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、建築物の耐震診断の実施を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち、木造（混構造を含む。）のものであって、戸建住宅、長屋住宅又は共同住宅（併用住宅を含む。）であるものをいう。

(2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）別添）第1の規定により耐震診断技術者が地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震診断技術者 次に掲げる者をいう。

ア 木造住宅の耐震診断においては、一級建築士、二級建築士又は木造建築士であって、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する木造住宅の地震に対する安全性の評価に係る講習会（原則として、平成24年度以後に開催されたものに限る。）の受講修了者名簿に登録されているもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という。）の建築物の耐震診断においては、一級建築士又は二級建築士であって、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の地震に対する安全性の評価に係る講習会の受講修了者名簿に登録されているもの又はこれと同等以上の技術を有すると市長が認めるもの

(補助対象者等)

第3条 補助の対象となる者は、民間建築物の所有者（区分所有建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建物をいう。）にあっては、管理組合（同法第3条に規定する団体をいう。以下同じ。））とする。

2 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する民間建築物及びこれに準ずるものとして市長が適当と認める民間建築物とする。

(1) 法の規定に適合したもの（法第86条の7の規定により制限の緩和される既存の建築物を含む。）であること。

(2) 昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けて建築されたもの又は法が施行される以前に建築され法第3条第2項の規定の適用を受けているものであること。

(3) 戸建住宅、長屋住宅若しくは共同住宅（併用住宅を含み、現に居住の用に供され、又は居住の用に供されることが見込まれるものに限る。ただし、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上の区分所有建物を除く。）又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条の特定既存耐震不適格建築物（非木造の共同住宅で賃貸に係るものを除くものとし、現に使用され、又は使用されることが見込まれるものに限る。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）であること。

3 前項の規定にかかわらず、国、大阪府、市その他の公共団体又は公共的団体の補助金等の交付を受ける民間建築物及び過去にこの要領に基づく補助金の交付の対象となった民間建築物は、補助対象建築物としない。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、耐震診断を実施する事業とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 木造住宅 補助対象事業に要した費用（修繕等の費用を除く。以下同じ。）の額に11分の10を乗じて得た額又は50,000円に当該建築物の戸数を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、当該建築物の延べ面積1平方メートルにつき1,100円を乗じて得た額を限度とする。

(2) 非木造の住宅 補助対象事業に要した費用の額（次に定める額の合計額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額とし、1,000,000円を限度とする。

ア 延べ面積のうち1,000平方メートル以下の部分の面積に、1平方メートルにつき3,670円を

乗じて得た額

イ 延べ面積のうち1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の部分の面積に、1平方メートルにつき1,570円を乗じて得た額

ウ 延べ面積のうち2,000平方メートルを超える部分の面積に、1平方メートルにつき1,050円を乗じて得た額

(3) 特定既存耐震不適格建築物 補助対象事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額とし、1,000,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名(以下「氏名等」という。)

(2) 申請に係る建築物の家屋番号、所在地及び概要

(3) 建築主事の確認を受けた年月日

(4) 耐震診断技術者の氏名

(5) 交付申請額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請に係る建築物の法第6条第1項の確認済証の写し又は法第7条第5項の検査済証の写し(これらの書類を提出できない場合は、法第6条第1項の規定による確認を受けた日又は同項の規定による工事を完了した日を確認できる書類)

(2) 申請に係る建物の所有者を明らかにする書類

(3) 申請に係る土地の所有者を明らかにする書類

(4) 耐震診断技術者の資格を証する書類

(5) 法人にあつては、法人に係る登記事項証明書又はその写し

(6) 管理組合にあつては、耐震診断の実施に関する集会の議事録の写し

(7) 申請に係る建築物に所有者以外の者が居住している場合にあつては、当該居住している者の同意書

- (8) 申請に係る建物が数人の共有に属する場合にあっては、他の所有者の同意書
 - (9) 申請に係る建築物とその敷地の所有者が異なる場合にあっては、当該敷地の所有者の同意書
 - (10) 補助対象事業に要する費用の見積書又はその写し
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定の内容若しくはこれに付した条件に不服があるとき又は補助対象事業の実施が困難となったときは、当該通知を受けた日から原則として60日以内、かつ、第10条第2項の規定による届出をするまでの間に限り、当該交付決定に係る申請を取り下げることができる。この場合において、補助決定者は、補助金交付申請取下げ届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項後段の届出書の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(変更交付の申請等)

第9条 補助決定者は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した既存民間建築物耐震診断補助金変更交付申請書（様式第3号）に第6条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 変更交付申請額
- (3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、既存民間建築物耐震診断補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした補助決定者に通知するものとする。この場合においては、第7条

後段の規定を準用する。

(着手届)

第10条 補助決定者は、第7条の規定による通知を受けた日から原則として60日以内に補助対象事業に着手しなければならない。

2 補助決定者は、補助対象事業に着手したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した既存民間建築物耐震診断着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名等
- (2) 耐震診断技術者の氏名、住所及び電話番号
- (3) 着手年月日

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した既存民間建築物耐震診断実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 報告者の氏名等
- (2) 完了年月日
- (3) 補助対象事業に要した費用の額

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書又はその写し
- (2) 補助対象事業に要した費用の支払を証する書類
- (3) 補助対象事業に要した費用の詳細を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名等

(2) 交付請求額及び振込先預金口座

(交付)

第14条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(概算払)

第15条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、第12条の規定による補助金の額の確定前においても、第7条の規定により交付決定した補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(精算)

第16条 市長は、第12条の規定により補助金の額を確定した場合において、前条の規定により既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項に規定する期間内に補助対象事業に着手しないとき又は補助対象事業を中止したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 第19条又は第20条後段の規定に違反したとき。
- (5) その他この要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第19条 補助決定者は、補助対象事業に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(指導及び助言)

第21条 市長は、補助決定者に対し、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第22条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に吹田市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱の規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。